

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について
(火薬類の換算、打揚煙火等の無許可消費数量及びがん具煙火貯蔵庫に係る
貯蔵火薬類の区分の見直し等)

令和3年4月

1. 改正の背景

(1) 火薬類の換算等の見直し

火薬類取締法では、火薬、爆薬それぞれの薬種にかかわらず、火薬2トン爆薬1トンに換算して、貯蔵時の保安距離等を定めている。

火薬類取締法制定時に使用されていた主な爆薬はダイナマイトであったが、近年は取扱い時の安定性がより高い硝安油剤爆薬や含水爆薬が主流となっており、また、一般的な火薬に比べて威力の低いコンポジット推進薬（火薬の一種）がロケット等の分野で活用されている。

これら火薬類について実験を行い、その爆風圧等を考慮した結果、貯蔵時の保安距離等の算出に用いる換算値等を見直すことが妥当との結論が得られたため、硝安油剤爆薬、含水爆薬及びコンポジット推進薬について所要の改正を行い、リスク（ハザード）によりきめ細かく対応した規制とする。

(2) がん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し

がん具煙火については、一般消費者が使用することを前提に、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第1条の5において、火薬・爆薬それぞれの量及び形状等を厳密に定められており、こうしたがん具煙火についてのみ、がん具煙火貯蔵庫への貯蔵が認められている。

がん具煙火の半製品については、現行、がん具煙火貯蔵庫への貯蔵が認められないが、別紙の写真に示すような、外箱等を取り付ける工程のみを経て一般消費者に供給されるがん具煙火となる半製品に関しては、事業者が取り扱う場合において、がん具煙火と同等の安全性が認められるため、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することを認めることとする。

(3) 打揚煙火等の無許可消費数量の見直し

信号又は鑑賞の用に供するための煙火及び演出の用に供するための煙火については、大きさや量に応じた上限を設けて、各々の上限を超えない範囲であれば消費の許可を要しないこととしている。

このように個々の大きさや量に応じた上限が設けられていることにより、現行、総数としての火薬量が無許可消費できる火薬量と比べて少なくなる場合であっても、個々に定められた上限を超えた場合は消費の許可が必要となる（図1）。

現状無許可消費が認められている総数の範囲内であれば、火薬量の多い煙火の代わりに火薬量の少ない煙火を無許可で消費したとしても保安上支障がないと認められるため、所要の改正を行う。

図 1：煙火に係る無許可消費の具体例（現行規則）

消費の許可が不要（無許可消費）		消費の許可が必要	
打揚煙火（鑑賞用）		打揚煙火（鑑賞用）	
直径 10cm 超え、14cm 以下	10 個以下	直径 10cm 超え、14cm 以下	0 個
直径 6cm 超え、10cm 以下	15 個以下	直径 6cm 超え、10cm 以下	0 個
直径 6cm 以下	50 個以下	直径 6cm 以下	51 個以下
打揚煙火（鑑賞用）の合計：75 個		打揚煙火（鑑賞用）の合計：51 個	
仕掛煙火（観賞用）		仕掛煙火（観賞用）	
200 個以下の炎管を使用した仕掛煙火	1 台	50 個の炎管を使用した仕掛煙火	2 台
炎管の合計：200 個		炎管の合計：100 個	
煙火（演出用）		煙火（演出用）	
原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	5 個以下	原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	0 個
原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下	30 個以下	原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下	0 個
原料火薬・爆薬量 15g 以下	50 個以下	原料火薬・爆薬量 15g 以下	51 個以下
煙火（演出用）の合計：85 個		煙火（演出用）の合計：51 個	

2. 改正の概要

（1）火薬類の換算等の見直し

現行、貯蔵する火薬、爆薬の薬種にかかわらず、一律、火薬 2 トンを爆薬 1 トンに換算して貯蔵時の保安距離等を算出しているところ、特定硝安油剤爆薬等（注 1）1. 2 トンを爆薬 1 トんに、特定コンポジット推進薬（注 2）1 0 トンを爆薬 1 トンとして算出することとする。なお、特定コンポジット推進薬を使用した火工品の中に爆薬が含まれる場合又は特定コンポジット推進薬若しくはこれを使用した火工品が爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵される場合は従来通りとし、特定コンポジット推進薬 2 トンを爆薬 1 トンに換算する。

また、火薬庫の最大貯蔵量については表 1 のとおり改正する（規則第 1 条の 6、第 1 条の 7、規則第 2 0 条）。

（注 1）特定硝安油剤爆薬等：日本産業規格 K 4 8 0 1（2 0 0 6）に規定する硝安油剤爆薬又は日本産業規格 K 4 8 2 7（2 0 0 4）に規定する含水爆薬（新設告示「火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示」）

（注 2）特定コンポジット推進薬：規則第 1 条の 2 第 1 号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの

表 1：火薬庫の最大貯蔵量の改正内容

火薬庫の種類	火薬類の種類			
	(1)	(2)	(3)	(4)
火薬庫の種類	火薬（特定コンポジット推進薬を除く。）	特定コンポジット推進薬（※）	爆薬（特定硝安油剤爆薬等を除く。）	特定硝安油剤爆薬等
	火薬（特定コンポジット推進薬を除く。）	特定コンポジット推進薬（※）	爆薬（特定硝安油剤爆薬等を除く。）	特定硝安油剤爆薬等
一級火薬庫	8 0 トン	4 0 0 トン	4 0 トン	4 8 トン
二級火薬庫	2 0 トン	1 0 0 トン	1 0 トン	1 2 トン
三級火薬庫	5 0 キログラム	5 0 キログラム	2 5 キログラム	2 5 キログラム

※爆薬が含まれる場合、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。

(2) がん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し

がん具煙火火薬庫の貯蔵火薬類の区分に、「その他煙火」を追加するとともに、告示において、「その他煙火」を、規則第1条の5第一号イ(1)又はホ(1)若しくは(2)に該当するがん具煙火の半製品であつて、火薬又は爆薬が填薬された筒(外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経てがん具として用いられる煙火となるものに限る。)として指定する。(規則第19条、新設告示「火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示」)

(3) 打揚煙火等の無許可消費数量の見直し

現状無許可消費が認められている総数の範囲内で、火薬量の多い煙火の代わりに火薬量の少ない煙火を無許可で消費できるよう図2のとおり改正を行う(規則第49条)。

図2：煙火に係る無許可消費数量の改正内容

現行の無許可消費数量	改正後の無許可消費数量												
打揚煙火(観賞用) <table border="1"> <tr> <td>直径10cm 超え、14cm 以下</td><td>10 個以下</td></tr> <tr> <td>直径6cm 超え、10cm 以下</td><td>15 個以下</td></tr> <tr> <td>直径6cm 以下</td><td>50 個以下</td></tr> </table>	直径10cm 超え、14cm 以下	10 個以下	直径6cm 超え、10cm 以下	15 個以下	直径6cm 以下	50 個以下	打揚煙火(観賞用) <table border="1"> <tr> <td>直径10cm 超え、14cm 以下</td><td>10 個以下</td></tr> <tr> <td>直径6cm 超え、10cm 以下</td><td></td></tr> <tr> <td>直径6cm 以下</td><td></td></tr> </table>	直径10cm 超え、14cm 以下	10 個以下	直径6cm 超え、10cm 以下		直径6cm 以下	
直径10cm 超え、14cm 以下	10 個以下												
直径6cm 超え、10cm 以下	15 個以下												
直径6cm 以下	50 個以下												
直径10cm 超え、14cm 以下	10 個以下												
直径6cm 超え、10cm 以下													
直径6cm 以下													
仕掛煙火(観賞用)	仕掛煙火(観賞用)												
<table border="1"> <tr> <td>200 個以下の炎管を使用した仕掛煙火</td><td>1 台</td></tr> </table>	200 個以下の炎管を使用した仕掛煙火	1 台	<table border="1"> <tr> <td>仕掛煙火に使用する炎管の数</td><td>200 個以下</td></tr> </table>	仕掛煙火に使用する炎管の数	200 個以下								
200 個以下の炎管を使用した仕掛煙火	1 台												
仕掛煙火に使用する炎管の数	200 個以下												
煙火(演出用)	煙火(演出用)												
<table border="1"> <tr> <td>原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下</td><td>5 個以下</td></tr> <tr> <td>原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下</td><td>30 個以下</td></tr> <tr> <td>原料火薬・爆薬量 15g 以下</td><td>50 個以下</td></tr> </table>	原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	5 個以下	原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下	30 個以下	原料火薬・爆薬量 15g 以下	50 個以下	<table border="1"> <tr> <td>原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下</td><td>5 個以下</td></tr> <tr> <td>原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下</td><td></td></tr> <tr> <td>原料火薬・爆薬量 15g 以下</td><td></td></tr> </table>	原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	5 個以下	原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下		原料火薬・爆薬量 15g 以下	
原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	5 個以下												
原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下	30 個以下												
原料火薬・爆薬量 15g 以下	50 個以下												
原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	5 個以下												
原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下													
原料火薬・爆薬量 15g 以下													
	25 個以下 75 個以下 35 個以下 85 個以下 全ての上限を満たすことが必要												

(4) 関連告示の改正

(1) の見直しに伴い、下記の告示の一部について改正する。

- 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年通商産業省告示第58号)
- 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示(平成19年経済産業省告示第269号)

省

令

○経済産業省令第39号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十一条第二項及び第二十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年四月五日

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第百八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（火薬及び火工品の換算） 第一条の六 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンボジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンボジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンボジット推進薬（火工品にあつては、その原料をなす特定コンボジット推進薬）十トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンボジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。 （特定硝安油剤爆薬等の特例） 第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、	（火薬及び火工品の換算） 第一条の六 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕

〔新設〕

第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

（貯蔵の区分）

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬庫の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬庫の区分	貯蔵すべき火薬庫
〔略〕	〔略〕
がん具煙火（第一条の五第一号へ②に掲げるものを除く。）その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下次条において「がん具煙火等」という。）	がん具煙火貯蔵庫
〔略〕	〔略〕

2・4 〔略〕

（最大貯蔵量）

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬庫の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。
ただし、同表②に掲げる火薬について、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は、同表①に掲げる火薬として扱う。

2・3 〔略〕

（貯蔵の区分）

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬庫の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬庫の区分	貯蔵すべき火薬庫
〔略〕	〔略〕
がん具煙火（第一条の五第一号へ②に掲げるものを除く。）	がん具煙火貯蔵庫
〔略〕	〔略〕

2・4 〔略〕

（最大貯蔵量）

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬庫の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

2・3 〔略〕

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。この場合において、第一項の表(2)に掲げる火薬を使用した火工品であつて、爆薬を使用したもの又は爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵するものは、当該火工品を第一項の表(1)に掲げる火薬を使用したものとして扱うこととする。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンを超えて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一 三 〔略〕

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火七十五個以下(直径六センチメートルを超えるものの個数が二十五個以下であつて、直径十センチメートルを超えるものの個数が十個以下である場合に限る)、仕掛煙火に使用する炎管二百個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物(スモーククラッカーを除く)であつて火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火(マッチの側葉又は頭葉との摩擦によつて発火するものを除く)三百個以下、爆竹(点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る)であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンを超えて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一 三 〔略〕

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径六センチメートル以下の球状の打揚煙火五十個以下、直径六センチメートルを超える直径十センチメートル以下の球状の打揚煙火十五個以下、直径十センチメートルを超える直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火十個以下、二百個以下の焰管を使用した仕掛煙火一台、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物(スモーククラッカーを除く)であつて火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火(マッチの側葉又は頭葉との摩擦によつて発火するものを除く)三百個以下、爆竹(点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る)であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	火薬庫の種類	
									火薬類の種類	火薬庫の種類
実包及び空包	銃用雷管	導爆線	信号雷管	工業雷管及び電気雷管	特定硝安油剤爆薬等	爆薬(特定硝安油剤爆薬等を除く)	特定コンポジット推進薬	火薬(特定コンポジット推進薬を除く)	一級火薬	二級火薬
八千万個	四億個	二千キロメートル	一千万個	四千万個	四十万個	四十トン	四百トン	八十トン	二十トン	五十キログラム
二千万個	五十万個	五百キロメートル	一万個	一千万個	十二トン	十トン	百トン	二十トン	五十キログラム	四百トン
六万個	四十万個	千五百メートル	一万个	一万個	二十五キログラム	二十五キログラム	五十キログラム	五十キログラム	五十キログラム	五十キログラム
八千万個	四億個	二千キロメートル	一千万個	四千万個	四十万個	四十トン	四百トン	八十トン	二十トン	五十キログラム
二千万個	五十万個	五百キロメートル	一万個	一千万個	十二トン	十トン	百トン	二十トン	五十キログラム	五十キログラム
六万個	四十万個	千五百メートル	一万个	一万個	二十五キログラム	二十五キログラム	五十キログラム	五十キログラム	五十キログラム	五十キログラム
八千万個	四億個	二千キロメートル	一千万個	四千万個	四十万個	四十トン	四百トン	八十トン	二十トン	五十キログラム
二千万個	五十万個	五百キロメートル	一万個	一千万個	十二トン	十トン	百トン	二十トン	五十キログラム	五十キログラム
六万個	四十万個	千五百メートル	一万个	一万個	二十五キログラム	二十五キログラム	五十キログラム	五十キログラム	五十キログラム	五十キログラム

第二十條第一項の表を次のように改める。

備考 表中の「」は注記である。

五 九 〔略〕

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火(打揚煙火を除く。以下この号において同じ。)を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラム以下の煙火八十五個以下(その原料をなす火薬又は爆薬十五グラムを超えるものの個数が三十五個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超えるものの個数が五十個以下である場合に限る)又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火無制限

五 九 〔略〕

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火(打揚煙火を除く。以下この号において同じ。)を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラム以下の煙火五十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬三十グラムを超える五十グラム以下の煙火三十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬三十グラムを超える五十グラム以下の煙火五十個以下又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る)〇・一グラム以下の煙火無制限

(10)	信管及び火管	二百万個																		
(11)	コンクリート破碎器	四百万個	百万個	一万個																
(12)	導火管付き雷管	一千万個	二百五十万個	二千五百個																
(13)	制御発破用コード	四百キロメートル	百キロメートル	三百メートル																
(14)	信号炎管及び信号火せん	八十トン		百キログラム																
(15)	煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	四十トン																		
(16)	信号炎管及び信号火せん の原料用火薬及び爆薬																			
(17)	がん具煙火等																			
(18)	導火線及び電気導火線	無制限	無制限	無制限																
(19)	導火管	無制限	無制限	無制限																

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○文化庁告示第三十二号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年四月五日

文化庁長官 都倉 俊一

上		下	
名 称	指 定 告 示	地方公共団体名	
新町支石墓群	平成十二年文部省告示第百四十三号	糸島市（福岡県）	

○経済産業省告示第七十九号

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
令和三年四月五日
経済産業大臣 梶山 弘志
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第三条、第十三条、第十四条関係）表【略】	別表（第三条、第十三条、第十四条関係）表【略】

備考	備考
1 【略】	1 【略】
2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第1条の6第1項又は第2項の例により爆薬に換算した数量とする。	2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第1条の6の例により爆薬に換算した数量とする。
3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6第1項の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。	3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。
4～17 【略】	4～17 【略】

備考 表中の「」は注記である。

○経済産業省告示第八十号

不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年経済産業省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表【略】	別表【略】
備考	備考
1 停滞量の範囲の項の数量は、規則第一条の六第一項の例により爆薬に換算した数量とする。	1 停滞量の範囲の項の数量は、規則第一条の六の例により爆薬に換算した数量とする。
2 【略】	2 【略】
備考 表中の「」は注記である。	

○経済産業省告示第八十一号

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剂爆薬又は含水爆薬を定める告示を次のように定める。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の七の経済産業大臣が定める硝安油剤爆薬又は含水爆薬は、次に掲げるものとする。

- 一 日本産業規格K四八〇一（二〇〇六）に規定する硝安油剤爆薬
二 日本産業規格K四八二七（二〇〇四）に規定する含水爆薬

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第八十二号

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示を次のように定める。
令和三年四月五日 経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十九条第一項の表に規定するその他煙火であつて経済産業大臣が定めるものとは、火薬類取締法施行規則第一条の五第一号イ(1)又はホ(1)若しくは(2)に該当するがん具として用いられる煙火の半製品であつて、火薬又は爆薬が填装された筒（外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経て、がん具として用いられる煙火になるものに限る。）とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。
○国土交通省告示第三百四十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和三年四月五日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
供 用 開 始 の 区 間
中国横断自動車道岡山米子 町有漢字長迫九七八九番四まで
令和三年四月五日

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年四月五日 防衛大臣 岸 信夫

日 時 令和三年四月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区 域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

- (ア) 北緯三二度二〇分一二秒
(イ) 北緯三二度四七分一二秒
(ウ) 東経一二八度四五分五二秒
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒
その他 自衛艦九隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。
○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年四月五日 防衛大臣 岸 信夫

日 時 令和三年四月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区 域 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(カ)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

- (ア) 北緯三一度四八分二三秒
(イ) 東経一二三度二九分五一秒
(ウ) 北緯三一度四二分一三秒
(エ) 東経一二三度二九分五一秒
その他 自衛艦十隻

- (ウ) 北緯三二度二八分一三秒
(エ) 東経一二三度五九分五一秒
(オ) 北緯三二度三六分一三秒
(カ) 東経一二三度五九分五一秒
(キ) 北緯三二度三六分一三秒
(ク) 東経一二三度三七分五一秒
(ケ) 北緯三二度四八分一三秒
(コ) 東経一二三度三七分五一秒
その他 自衛艦十隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年四月五日 防衛大臣 岸 信夫

日 時 令和三年四月十五日、同月十六日、同月十九日及び同月二十日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区 域 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(カ)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

- (ア) 北緯三一度四八分一三秒
(イ) 東経一二三度二九分五一秒
(ウ) 北緯三一度四二分一三秒
(エ) 東経一二三度二九分五一秒
(オ) 北緯三一度三六分一三秒
(カ) 東経一二三度五九分五一秒
その他 自衛艦十三隻、航空機二機

○関東地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和三年四月五日から三十日間一般の縦覧に供する。

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間
中部横断自動車道 山梨県南巨摩郡南部町南部字長松五六八六番から同町南関東地方整備局及び同局甲部字古城山六四九七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
供用開始の期日 令和三年四月五日

図 面 縦 覧 場 所
関東地方整備局長 土井 弘次
関東地方整備局及び同局甲部字古城山六四九七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
府河川国道事務所

- (オ) 北緯三二度三六分一三秒
(カ) 東経一二三度三七分五一秒
(キ) 北緯三二度四八分一三秒
(ク) 東経一二三度三七分五一秒
(ケ) 北緯三二度三六分一三秒
(コ) 東経一二三度三七分五一秒
その他 自衛艦十隻、航空機二機

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年四月五日 防衛大臣 岸 信夫

日 時 令和三年四月十五日、同月十六日、同月十九日及び同月二十日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一九〇〇まで
区 域 沖縄島東方の次の(ア)から(カ)までの四地点を順次結んだ線及び(カ)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

- (ア) 北緯二六度二三分一四秒
(イ) 東経一二八度一八分五三秒
(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒
(オ) 北緯二七度〇六分一四秒
(カ) 東経一二九度〇九分五二秒
(キ) 北緯二六度一〇分一五秒
(ク) 東経一二九度五九分五二秒
その他 自衛艦十三隻、航空機二機

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。